

予算執行職員等の責任に関する法律の一部を改正する法律案要綱

一 予算執行職員の弁償責任の厳格化

1 主観的要件の改正

予算執行職員の弁償責任における主観的要件を「故意又は重大な過失」から「故意又は過失」に改めるものとする。 (第三条第二項並びに第四条第一項及び第三項関係)

2 会計検査院が行う検定に係る除斥期間の削除

会計検査院が行う予算執行職員の弁償責任の検定に係る除斥期間（三年）の規定を削除するものとする。 (第四条第一項ただし書関係)

二 会計検査院による予算執行職員に係る懲戒処分要求制度の強化

1 懲戒処分要求の義務化

現行法上会計検査院の権限とされている予算執行職員に係る懲戒処分の要求を会計検査院の義務とするものとする。ただし、既に懲戒処分がされている場合等は、この限りでないものとする。

(第六条第一項関係)

2 懲戒処分要求をした場合の通知

会計検査院は、懲戒処分の要求をしたときは、その旨を人事院及び国家公務員倫理審査会に通知しなければならないものとする。 (第六条第二項関係)

3 懲戒処分要求を受けた任命権者の調査及び通知義務

任命権者は、会計検査院から懲戒処分の要求を受けたときは、当該予算執行職員に対しその懲戒処分をすることが適切かどうかを直ちに調査し、その結果及び懲戒処分をすることが適切でないとする場合におけるその理由を会計検査院及び人事院に通知しなければならないものとする。

(第六条第三項関係)

4 人事院からの事前意見聴取義務

任命権者は、3の調査の結果、当該予算執行職員に対し懲戒処分をしようとするときは、国家公務員倫理審査会の承認を得なければならない場合を除き、あらかじめ、人事院の意見を聴かなければならないものとする。

(第六条第四項関係)

5 懲戒処分要求に係る予算執行職員に対する懲戒処分に関する通知

任命権者は、懲戒処分 の 要求に係る予算執行職員に対し懲戒処分をしたときはその旨並びにその種類及び内容を、当該予算執行職員に対し懲戒処分をしなかったときはその旨及びその理由を会計検査院及び人事院に通知しなければならないものとする。ただし、3により懲戒処分をすることが適当でない旨を通知した場合は、この限りでないものとする。 (第六条第五項関係)

6 懲戒処分要求前に懲戒処分を行う場合の手続

任命権者は、予算執行職員が故意若しくは過失によりその義務に違反して支出等の行為をしたことにより国に損害を与えたと認める場合又は国に損害を与えないが故意若しくは重大な過失によりその義務に違反して支出等の行為をしたと認める場合において、懲戒処分の要求を受ける前に当該予算執行職員に対し懲戒処分をしようとするときは、その旨及び当該予算執行職員がしたと認める当該支出等の行為の内容を会計検査院に通知するとともに、国家公務員倫理審査会の承認を得なければならない場合を除き、あらかじめ、人事院の意見を聴かなければならないものとする。 (第六条の二関係)

三 施行期日等

1 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

2 所要の経過措置を設けるものとする事。

(附則第二条関係)

3 その他所要の規定の整理を行うものとする事。